

雄武町新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成 27 年 10 月

雄武町

目 次

はじめに	1
第1章 総論	
第1節 計画の基本的事項	
1 町の責務	2
2 内容・位置付け	2
3 対象とする疾患	3
4 見直し	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1 新型インフルエンザ等の特徴	3
2 対策の目的と戦略	4
3 発生段階	5
4 対策の基本的考え方	6
5 対策実施上の留意点	8
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
7 対策推進のための役割分担	10
8 行動計画の主要6項目	12
第2章 各段階における対策	
第1節 未発生期	23
第2節 海外発生期	26
第3節 国内発生早期	28
第4節 国内感染期	31
第5節 小康期	35
【用語解説】	37

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応が必要です。

そこで、平成24年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」といいます。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする事を目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）が施行され、同法第6条に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（平成25年6月。以下「政府行動計画」といいます。）が作成されました。

また、北海道においても特措法第7条に基づき、政府行動計画を基本に新型インフルエンザ等北海道行動計画（以下「道行動計画」といいます。）が作成され、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項を定めています。

政府行動計画では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に加え、同法同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものについてもその対象としています。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や道と連携のもと、本町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、政府行動計画や道行動計画に基づき、雄武町新型インフルエンザ等行動計画（以下「町行動計画」といいます。）を定めます。

第1章 総論

第1節 計画の基本的事項

1 町の責務

- ・国、北海道と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

【根拠】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他の法令
- ・政府行動計画（特措法第6条）
- ・新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」といいます。（特措法第18条第1項））
- ・新型インフルエンザ等対策ガイドライン
- ・道行動計画（特措法第7条）
- ・町行動計画（特措法第8条）

2 内容・位置付け

- ・特措法第8条に基づき、雄武町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府計画及び道行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられます。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示します。

(1) 定める事項

ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

イ 本町が実施する次に掲げる措置に関する事項

- ・新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民への適切な方法による提供
- ・感染を防止するための協力の要請及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ・医療従事者その他の医療の提供体制の確保に関する措置経緯
- ・物資の売渡しの要請その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ウ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

エ 新型インフルエンザ等対策の実施における他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

オ 新型インフルエンザ等対策に関し町長が必要と認める事項

3 対象とする疾患

町行動計画の対象とする感染症は次のとおりとします。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

- ・新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
- ・再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）：かつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
- ・新感染症（感染症法第6条第9項）：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

4 見直し

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行うこととします。
- ・政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行うこととします。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知する事は困難です。
- ・新型インフルエンザ等の発生そのものを阻止することは不可能です。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられます。

(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

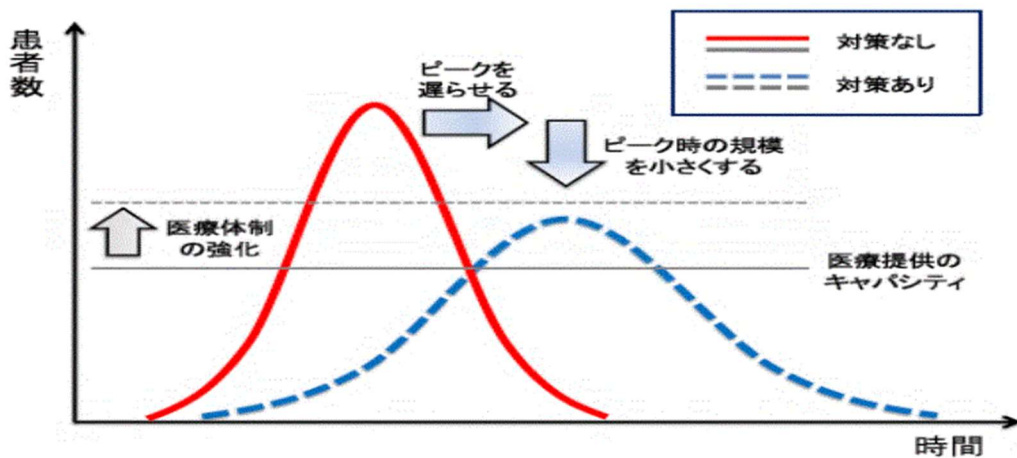
- ・長期的には多くの町民が患います。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入れ能力を超えてしまう可能性があります。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれ

ば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねません。町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

2 対策の目的と戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入れ能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症患者数や死亡者数を減らします。



【対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）】

(2) 町民の生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・町行動計画により、医療の提供、町民生活及び町民経済の安定に関する業務の維持に努めます。

3 発生段階

(1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておきます。
- ・各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外発生期、国内で発生が始まった「国内発生早期」、国内での流行が始まった「国内感染期」、流行が収まった「小康期」の5つに分類します。

- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限りません。
- ・対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化します。
- ・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引上げ、引下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定されます。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、道内発生早期及び道内感染期への移行は、北海道新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により北海道が判断します。

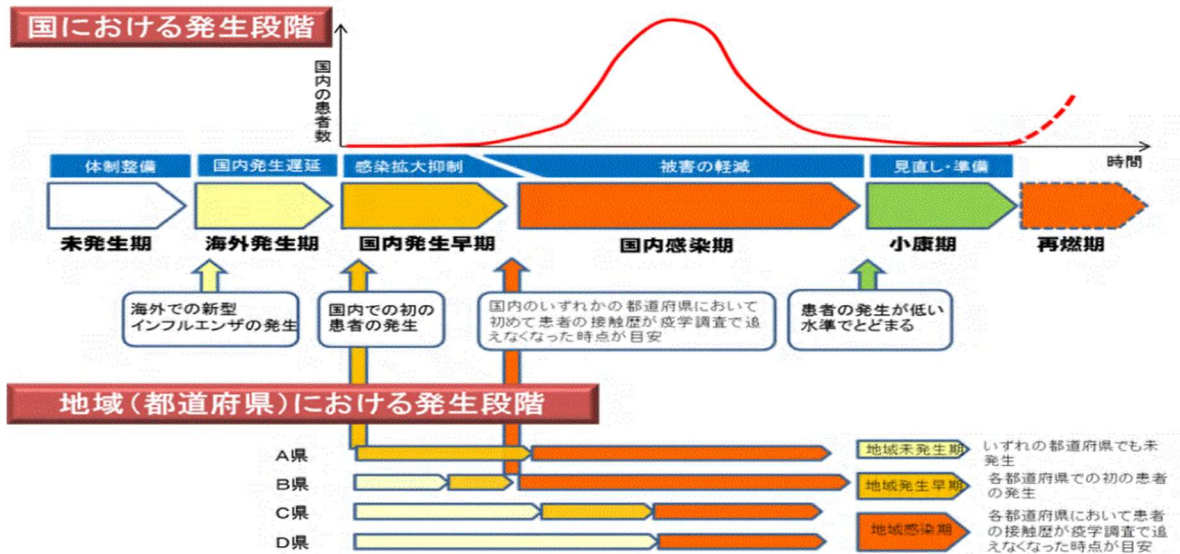
新型インフルエンザ等緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条）

新型インフルエンザ等（国民に生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときに、政府対策本部長が政令に定め公示する。

（２）発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 北海道においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態）
国内感染期	国内いずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 北海道においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



4 対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うことになりかねないことを念頭に置きます。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意します。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性及び実行可能性並びに対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定されます。そして、それらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策を決定します。町は、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定します。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定して強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集して対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。そして、道はそれらを踏まえた対策の見直しを行い、町はそれらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行います。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発定期

- ・道その他の市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練実施に努めます。

イ 海外発定期

- ・過去の知見を踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、常に新しい情報を収集して適切な対策を講じます。

ウ 国内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- ・道が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬などによる治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。
- ・また、病原性に応じて、道が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力します。

エ 国内感染期

- ・国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力をします。
- ・社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討するよう勧めます。事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

平成15年4月、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年7月、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけられ、同年10月、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い等の理由から、一類感染症として位置づけられた。（現在は二類）

5 対策実施上の留意点

(1) 国、道等との連携協力

- ・国、道、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等に関する道対策本部への要請に当たって、町民の権利と自由に制限等を加える場合は、必要最低限のものとしします。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。
- ・しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・雄武町新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととします。

(5) 記事の作成・保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫（ひまつ）感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。
- ・しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としています。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。
- ・また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

(2) 感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、雄武町では次のように想定されます。

【新型インフルエンザ等患者数の推計】

	全国 (1億2,000万人)		北海道 (550万人)		雄武町 (4,700人)	
医療機関受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約55万9千人～ 約107万5千人		約470人～ 約920人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万3千人	約8万6千人	約20人	約73人
死亡者数	約17万人	約64万人	約7千人	約2万8千人	約6人	約24人
1日当たりの最大入院患者数	約10万1千人	約39万9千人	約4千3百人	約1万7千人	約4人	約14人

- 政府行動計画では、全人口の25%が罹患した場合の、医療機関を受診する患者数を推測している。また、推計の上限を元に、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重症を致死率2.0%とし、入院患者や死亡者の数を推計している。
- 町の被害想定は、北海道との人口比(0.0854%)で算出した。

(3) 社会への影響に関する想定

- 町民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患します。
- り患者は、1週間から10日程度症状を有し欠勤します。
- り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰します。
- ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患の他、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者が居ることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
- ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」といいます。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

(2) 北海道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。
- ・ 市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 雄武町の役割

- ・ 町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を治療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含め、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、他の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めるものとします。

(5) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(6) 町民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

- ・ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことはできる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組合せにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。
- ・ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

8 行動計画の主要6項目

- ・ 町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するため、6項目に分けて計画を立案しています。
- ・ 各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・ 全町的な危機管理の問題として取り組む必要があります。
- ・ 国、道、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うように努めます。

イ 全庁的、全町的な取組み

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。

ウ 雄武町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」といいます。）がされたときは、特措法及び雄武町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月18日条例第1号）に基づき直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

雄武町新型インフルエンザ等対策本部の構成

① 組織

- ・ 本部長は町長をもって充て、対策本部の事務を総括します。
- ・ 副本部長は副町長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。
- ・ 本部員は、教育長、各課長及び補佐職並びに消防団長をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事します。

- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、町長が任命します。
- ・対策本部の庶務は保健福祉課保健係が処理します。

② 町対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集します。

③ 部の設置

- ・本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができます。

④ 部の編成と主な役割

部名（担当課）	主な役割	応援課
感染症対策部 （保健福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関すること。 ・国、道、他自治体との連携に関すること。 ・町民への予防接種に関すること。 ・町民からの問い合わせに対する相談窓口の設置に関すること。 ・医療体制に関すること。 ・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。 ・社会福祉施設の感染予防に関すること。 ・高齢者、障がい者など要援護者に関すること。 	地域包括支援センター 財務企画課
総務・広報部 （総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員の感染予防、罹患状況に関すること。 ・町職員の予防接種に関すること。 ・広報など情報提供、伝達に関すること。 	出納室 議会 税財管理課
産業対策部 （産業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等との連絡に関すること。 ・生活関連物資などに関する情報収集、要請に関すること。 ・食料、生活必需品の確保に関すること。 	農業委員会
衛生部 （住民生活課）	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬、埋葬の許可、整備に関すること。 ・遺体安置所の設置、運用に関すること。 	建設水道課 町有施設整備室
教育対策部 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、教育関係施設の感染予防に関すること。 ・学校、教育関係施設の感染状況の把握に関すること。 ・関係施設の使用制限に関すること。 	
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の感染予防に関すること。 ・保育所の感染状況の把握に関すること。 	児童センター
国保病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関としての役割に関すること。 ・町民への予防接種に関すること。 ・町職員への予防接種に関すること。 	
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の移送に関すること。 	

※各部の部長は担当課の課長職を充てることを基本とし、本部長が指名する。

※保育所、国保病院、消防についてはそれぞれの業務対応があることから部には属さない。

※町有施設の使用制限が生じた場合の対応については、各所管課がおこなう。

(2) 情報収集

ア 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要です。
- ・ 町は道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

イ 活用

- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用します。
- ・ 地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てます。

ウ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- ・ 国及び道が実施する鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスサーベイランスにより把握された動物間での発生の動向を把握し、要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

- ・ 町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断又は行動するため、対策の全ての段階又は分野において、国、道、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含みます。
- ・ 適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に町民が正しく行動する事になります。
- ・ 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

イ 情報提供手段の確保

- ・ 町民が情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行うよう努めます。

ウ 発生前における雄武町民等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供をします。
- ・ 学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供していくことが必要です。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明らかにしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ・ 町民の情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。
- ・ 提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性を十分配慮して伝えることが重要です。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰でも感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者に責任がないこと）、個人のレベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図り、偏見や風評被害等の発生防止に努めることも重要です。媒体の活用に加え、雄武町から直接町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等を活用します。

オ 情報提供体制

- ・ 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため町対策本部に広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、適時適切に情報を共有します。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に生かしていくこととします。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する事が重要です。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることにつなげます。

- ・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- ・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不急不要の外出の自粛要請等を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(イ) 地域・職場における対策

- ・道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- ・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

(ウ) その他

- ・海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力）から感染に拡大を完全に防ぎとめることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、また、そのピーク時の患者数を少なくすることである。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に納めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。
- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発する事が困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等感染症に限って記載します。

(イ) 特定接種

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

a 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当するものに限ります。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性、公共性が認められるものでなければなりません。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食糧供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となりうる登録事業者として追加されます。
- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となりうる業種・職務については、政府行動計画の「特定接種の対象となりうる業種・職務について」のとおりです。

c 基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含みます。）
- ・それ以外の事業者

d 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定されることとなります。

e 接種体制

(a) 実施主体

i) 国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ii) 道

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

iii) 町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

f 接種方法

- ・原則として集団的接種で実施します。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

(ウ) 住民接種

a 住民接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行うこととなります。
- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行うこととなります。

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	なし
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり

(a) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類しますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報をもとに柔軟に対応します。

- i) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦

- ii) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含みます。）
- iii) 成人・若年者
- iv) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上）

(b) 接種順位の考え方

- ・ 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

i) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○ 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者の順

○ 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者の順

○ 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者の順

ii) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○ 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者の順

○ 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者の順

iii) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○ 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 成人・若年者 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者の順

○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

b 接種体制

- ・町が実施主体となります。
- ・原則として集団接種とします。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保します。

c 留意点

- ・「特定接種」と「住民接種」については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部の決定を受けて実施されることから、町においても道と連携しながら適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療

ア 道の対策への協力

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。町は、道からの要請に応じ、その対策等に適宜協力します。

《道の対策》

○ 医療の目的

- ・健康被害と社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

○ 医療体制整備の考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討する。

○ 発生前における医療体制の整備

- ・二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として地域の医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む協力医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者から成る対策会議を活用するなど、地域関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。
- ・新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフル

エンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させることとなるため、地域における感染症病床等の利用計画を事前に策定する。

- ・国内感染期において感染症指定医療機関・協力医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院されることが想定されることから、地域ごとにこれらの活用計画や在宅療養の支援体制について整備しておく。

○ 発生時における医療体制の維持・確保

- ・国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有効な情報を医療現場に迅速に還元する。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。
- ・医療従事者は、マスク、ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科、小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

○ 医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、道は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等をおこなう。
- ・道は国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療の提供の要請に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

○ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・政府行動計画では、国民の45%に相当する量を備蓄目標として、道においても国の考え方に合わせ、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

- ・インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国において抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を検討されるので、道においても、国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行う。

イ 在宅療養患者への支援

- ・町は、道、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等は、多くの国民が患し、流行が約8週間程度続くと言われ、町民の生活及び経済活動大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響が最小限となるよう、道、医療機関、指定地方公共機関、登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。
- ・一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、道等と連携して働きかけます。

第2章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

対策の実施方法等については、必要に応じて国が定めるガイドラインを参考にします。

第1節 未発生期

概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

ア 雄武町行動計画の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画、道計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直します。

イ 体制の整備及び国、道との連携強化

- ・ 町は、道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練実施などに努めます。

(2) 情報収集

- ・町は、道等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査します。

(3) 情報提供・共有

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町公式ウェブサイト等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。
- ・町は、町民に対する相談窓口の設置について準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため、町民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

ウ 予防接種

- ・町は、国からの要請に基づき、国が実施する特定接種に係る登録事業者の登録に協力します。

(ア) 接種体制の構築

a 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築します。

b 住民接種

- ・町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図ります。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

(5) 医療**ア 地域医療体制の整備**

- ・町は、地域の関係者と密接に連携を図り、医療体制の整備を推進します。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

- ・町は、国及び道と連携して、道内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（訪問介護・看護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておきます。

イ 火葬能力等の把握

- ・道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・町では、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備に努めます。

概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況

イ 目的

- ・国内発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について適確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- ・町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

- ・町は、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

(2) 情報収集

- ・町は、道等と連携し情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、道等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

イ 情報共有

- ・町は、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報を共有します。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、道等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用して町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して町民に広く周知します。

ア 予防接種**(ア) 接種体制****a 特定接種**

- ・町は、道や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

b 住民接種

- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。

(5) 医療

- ・町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 事業者の対応**

- ・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施準備に協力し、必要な普及啓発に努めます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

イ 遺体の火葬・安置

- ・町は、道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

概要

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

《地域未発生期》

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

《地域発生早期》

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

イ 目的

- ・感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行います。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等に努めます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供します。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

- ・町は、国により緊急事態宣言の対象区域となった際には、町対策本部を速やかに設置します。また、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があると認めた場合には特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。

(2) 情報収集

- ・町は、道等と連携して、情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、道等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、道内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ・町は、道等と連携して、個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報が必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

イ 情報共有

- ・町は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報を共有します。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、道等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化し、道が設置するコールセンターの紹介を行います。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧めます。

ア 予防接種

- ・町は、国の決定した住民への接種順位の基本的な考え方に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を原則として集団接種として実施します。
- ・町は、国及び道と連携して全町民が速やかに接種できるよう、体制整備に努めます。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

- ・町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供するとともに、国及び道が実施する医療体制の整備等、国内発生早期における各種対応について協力します。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 事業者の対応**

- ・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する事について、関係団体などを通じて周知します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め又は売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者・団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

《地域未発生期》

- ・ 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

《地域発生早期》

- ・ 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

《地域感染期》

- ・ 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。）

イ 目的

- ・ 医療体制を維持します。
- ・ 健康被害を最小限に抑えます。
- ・ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑えます。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめます。
- ・ 町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるために必要なライフライン等の事業活動の継続に努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

- ・町は、国により緊急事態宣言の対象区域となった際には、町対策本部を速やかに設置します。また、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があると認めた場合には特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報収集

- ・町は、道等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査します。

(3) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ・町は、道等と連携して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して国内・道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。
- ・町は、道等と連携して、個人一人ひとりが取るべき行動を理解しやすいよう、道の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

イ 情報共有

- ・町は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

ウ 相談窓口の継続

- ・町は、道等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続します。
- ・町は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

(4) 予防・まん延防止**ア 感染拡大防止策**

- ・町では、道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧めます。

イ 予防接種

- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ・緊急事態宣言がされている場合は基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

- ・町は、国及び道等と連携し、関係機関・団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問介護・看護、食事の支援等）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 事業者の対応**

- ・道は、道内の事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策を講じるよう要請します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、道等と連携し、町民に対し食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する事について、関係団体などを通じて周知します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

緊急事態宣言がされている場合の措置**生活関連物資等の価格の安定等**

- ・町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め又は売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

- ・町は、道等と連携し、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携し、適切な措置を講じます。

要援護者への生活支援

- ・町は、国からの要請に応じ、国及び道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、訪問介護・看護、食事の支援等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

埋葬・火葬の特例等

- ・町は、国からの要請に応じ、国及び道と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させることとします。
- ・町は、道からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

イ 目的

- ・ 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 対策本部の廃止

- ・ 町は、国が緊急事態解除宣言をしたときは、速やかに対策本部を廃止します。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定します。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込がたった場合

(2) 情報収集

- ・ 町は、インフルエンザの再流行を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握に努めます。

(3) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ・町は、道等と連携して、第一波の終息と流行の第二波発生の可能性やそれに備える必要性など、適宜必要な情報を町民に知らせます。

イ 情報共有

- ・町は、道等と連携し、道等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有体制を維持し、国及び道から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握します。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、道等からの要請に基づき、相談窓口体制を縮小します。

(4) 予防・まん延防止**ア 予防接種**

- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ・緊急事態宣言がされている場合は流行の第二波に備え、国及び道と連携し特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する予防接種を行います。

(5) 医療

- ・町では、道等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 町民・事業者への呼びかけ**

- ・町は、道等と連携し、必要に応じ、引き続き町民に対し食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかけます。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて道内に周知します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

イ 緊急事態宣言措置の縮小・中止等

- ・町は、国、道及び指定地方公共機関と連携し、国内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

【用語解説】

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定地方公共機関

都道府県の区域内において、電気、ガス、運輸、通信、医療など公益的事業を営む法人で、あらかじめ、その法人から意見を聴いて知事が指定するもの。指定地方公共機関は、災害その他の緊急事態に対して、その業務について、自らが定める「国民の保護に関する業務計画」に基づいて、国民の保護のための措置を実施することとされている。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引起し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状

の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致死率（致死率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引起すことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。